

目次

■ JBIS EYE'S	証券会社関連の動向	01
	証券関連業務に関する行政の動き	01
■ JBIS ONLINE	ドキュメントマネージメントサービスのご紹介	02
■ PICK UP TOPICS	金融危機後の株式市場	03
	証券仲介業の動向について	03
■ JBIS'S FOCUS	株券電子化の移行を終えてーその2	04

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さてこの度、JBISグループのBPOセンターであります「日本証券共同事務センター株式会社」は、平成21年6月24日より社名を「株式会社JBISビジネスサービス」に変更いたしました。

これは事業基盤の拡大と経営の効率化を図り、お客様により一層多角的で広範囲なサービスを提供する為の、JBISグループにおけるビジネスサービス機能の集約・統合の一環でございます。

これを機に、現在までに培ってきた業務ノウハウとグループ内企業との連携をもとに、新規サービスの開発・提供を積極的に展開し、お客様のビジネスイノベーションにさらなる貢献をしてまいり所存でございます。

今後ともご愛顧いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

JBIS EYE'S — ビジネスニュース —

証券会社関連の動向

- 【公募増資】 企業の大型資本調達相次ぐ(7/2)
 —今年上半期の公募増資は1兆7,000億円と2007年上半期と同水準。更に7月には大和証券グループ2,600億円、全日空1,800億円、オリックス1,000億円、みずほフィナンシャルグループ6,000億円の公募が予定(数字は最大金額)
- 【投資信託】 6月の新規設定された公募投信は33本、約2870億円。5月の約3,400億円に続いて好調(7/1)
 —中国関連が引き続き順調な募集。バイオ関連の大型ファンドも
- 【個人向け国債】 大和証券が9月にもPTS(私設取引システム)で取扱い開始(6/30)
 —個人向け貯蓄国債10年債を対象に、個人投資家の売買も可能に
- 【新製品】 企業グループを運用対象にした初のETFが7月17日に東証上場(6/30)
 —「S&P 企業グループ指数(三菱系企業群)」に連動することを目指して運用
- 【ファンド規制】 証券監督者国際機構(IOSCO)が、ヘッジファンドに対する規制案を公表(6/22)
 —ファンドの登録制や情報開示を明記
- 【取引システム】 機関投資家向け売買付け合わせシステムを運用する米リクイドネット証券が、ToSTNeT(立会外取引)へ日本株売買を接続(6/15)
 —ダークプールの取引所システム活用

証券関連業務に関する行政の動き

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令」を、7月1日から施行
 —上場REITなどの投資法人に対する合併や分割など企業統合関連規則に準じた整備
- ・ゲインズ・アセット・マネジメント株式会社に対する行政処分について(6/26)
 —ファンド運営の問題・誤解の懸念がある広告・販売上の名義貸しに対して、業務停止及び業務改善命令
- ・カブドットコム証券株式会社社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について(6/26)
 —三菱東京UFJ銀行とカブドットコム証券の資本提携に係るTOB関連のインサイダー取引
- ・三菱UFJ証券株式会社に対する行政処分について(6/25)
 —個人情報流出に係るもの
- ・「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について(6/19)
 —損失補てんの事故確認について、金融商品取引業協会による確認の代替。投資信託の運用報告書等の電子交付が可能に。従業員持株会を通じた株式所有スキームの金融商品取引法等における取扱いを明確化、など
- ・成瀬証券株式会社に対する行政処分について(6/19)
 —顧客の株券につき、配当金を不当に受領する行為に対して

ドキュメントマネジメントサービスのご紹介

◆ JBISグループのペーパーレスの取り組み

オフィスに散在する資料類や契約書等の重要書類を電子化し体系的に管理することは、文書管理コストの削減のみならず、検索のスピードアップや持ち運び時間の短縮などにつながり業務の効率化を実現いたします。今回は、JBISビジネスサービスのドキュメントマネジメントサービスについてご紹介いたします。個人情報保護法やJSOX法等の対応はもちろんのこと、コスト削減とセキュリティ対策の両面から総合的なサービスをご提案しています。

◆ サービスの概要

1. スキャナでスキャンを行いイメージデータを作成し、CD-ROMにして納品します。
A0～A5まで、モノクロ・カラー・両面スキャンにも対応します。
2. 原紙である口座開設申込書等の書類は、有価証券の保管ノウハウを生かしてJBISビジネスサービスの金庫で保管します。
3. 原紙である書類を閲覧したい場合は、お客様のご指示により直ちにご返却します。
4. 保管期間の経過した文書の廃棄を行います。

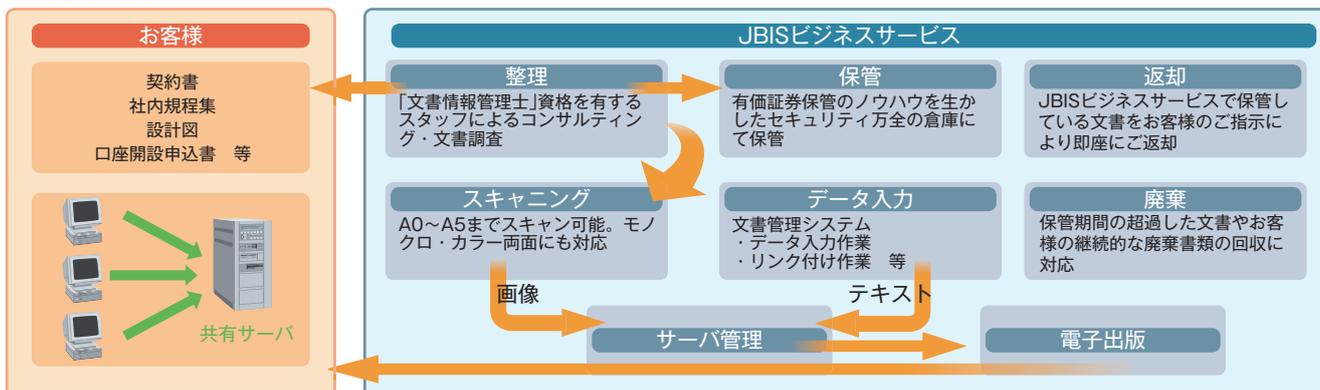
◆ サービスの概要

1. トータルサポート
書類のデリバリーから保管・廃棄まで、トータルサービスを安全確実にを行います。
2. プライバシーマーク認証下の環境
JBISビジネスサービスではプライバシーマークの認証を取得し、徹底した個人情報の管理を行っています。
3. セキュリティシステム導入
IDカード・防犯カメラによる厳重な24時間セキュリティシステム下において作業を実施しています。
4. コンサルティング
JBISビジネスサービスでは、文書情報管理士の資格を保有したコンサルタントが電子化作業前に書類の調査を行い、長年培ったノウハウをもとに、お客様にとって最適なサービスをご提案いたします。

サービス事例

会社	電子化対象文書	取扱数量	書類保管
自動車部品製造会社	設計図及び付随資料	A1～A4 20万枚	なし
大手証券会社	総務部門取扱書類 ①店舗賃貸・駐車場等の契約書 ②配当金領収書他株主管理書類	A3及びA4 4万枚	各種書類80種類 段ボール350箱
大手ネットワーク事業会社	ネットワーク回線契約書等	A4 7万枚	ネットワーク回線契約書 および付随書類
リフォーム会社	リフォーム及び新築契約書等	A1～A4 20万枚	なし

サービスフロー



金融危機後の世界の株式市場、そして日本市場

株式市場そのものは、グローバルにみてもどの様な状況になっているのか。最近では、中国市場がリーマン・ショック前まで回復したことが伝えられ、その他の新興国市場も不安定ながら上昇基調にある。その実態を世界取引所連盟(The World Federation of Exchanges: WFE=52取引所)の集計数字から見てみたい。(集計数字は5月末時点)

- 世界の株式時価総額: 38兆4,800億万ドル(リーマン・ショック前の昨年8月末は50兆2,200億万ドル、約76.6%まで回復している。)
- 地域別の株式時価総額: 南北アメリカ15兆2,600億ドル(世界の39.7%←リーマン・ショック前42.5%)、太平洋・アジア12兆7,100億ドル(同33%←同27.8%)、ヨーロッパ・アフリカ10兆5,100億ドル(同27.3%←同29.7%)
- 主要な市場のリーマン・ショック前(昨年8月)からの回復度(5月末時点、時価総額の金額は100億ドル単位) 右図▶しかし、今年に入ってからの取引量比較(1月~5月)を前年

同時期比較でみると、予想通り上海が15.7%の増加、深圳も25.2%増加している以外は、概ね4割前後の取引量の減少になっていて、本格的な回復過程というにはまだ遠い。ちなみに東証は39.1%の減少、ニューヨークは43.7%の減少である。特にロンドン55.9%、ユーロネクスト66.1%、ドイツ54.3%と欧州の市場取引の減少が目立つのは、次の危機は欧州からという市場の懸念と重なる。

取引所	5月末時価総額	昨年8月末時価総額	回復度
ニューヨーク	9兆5,700億ドル	13兆5,700億ドル	70.6%
ロンドン	2兆2,000億ドル	3兆600億ドル	72.1%
ユーロネクスト	2兆2,600億ドル	3兆2,700億ドル	69.2%
ドイツ	1兆1,300億ドル	1兆6,700億ドル	68%
上海	2兆700億ドル	1兆8,600億ドル	111%
ボンベイ	1兆300億ドル	1兆800億ドル	95%
サンパウロ	9,200億ドル	1兆2,200億ドル	75.5%
東京	3兆1,000億ドル	3兆7,500億ドル	82.7%

証券仲介業の動向について

金融商品の販売チャネルの拡大という目的の為、2004年4月に証券会社以外での販売窓口確保を可能にする証券仲介制度(現・金融商品仲介業)が始まってから5年が経った。この制度は、企業や会計士などの個人が投信や債券などの勧誘を行い、金融商品を提供する提携先の証券会社に取次ぐものである。

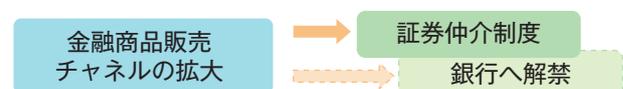
- 仲介業者で金融商品の勧誘・説明を行う者は、証券外務員資格の登録を行う必要がある
- 証券会社等と業務委託契約を結び、金融商品及びその情報の提供を受ける
- 業務の監督責任は、委託元の証券会社等が負う
- 証券会社等経由で、金融商品仲介業として管轄の財務局に届出で登録をする
- 顧客へ勧誘した商品は、証券会社等に顧客口座を開設し、その口座内で受け渡す
- 当該顧客口座管理は、委託元の証券会社が行う
- 個人も法人も、証券仲介業者となることは可能。
- 複数の証券会社等と業務委託契約を結び、商品供給を受けることが可能。

以上の様な仕組みで、金融機関以外の証券仲介業者は、5月末時点において530業者(独立したファイナンシャル・プランナーを含む)となっているが、2008年3月末の623業者から大きく減少している。

またこの制度の目的は、個人投資家目線に立った金融商品の販売チャネルの拡大であったので、供給される金融商品に関しても、個人投資家の為に最適な金融商品を仲介業者側が選択できることが理想であった。その為には、複数の証券会社等から金融商品の提供を受けることがベターであろうが、実際複数の証券会社等と業務委託契約を締結しているのは、580業者中57業者に留まる。

一方この制度が始まって8ヵ月後の2004年12月には、銀行による証券仲介業が解禁されていて、地域金融機関中心に活用が広がっている。こちらの方は、金融機関としてのコンプライアンス体制が既に確立している地域金融機関相手なので、証券会社等も本来の金融商品提供に注力しやすく、またファイアーウォール規制緩和を受けて銀証連携が進む中、地域金融機関側の自らの証券戦略にも沿っているようだ。

金融機関の証券仲介業務は今後も進んでいくと思われるが、前述の一般の仲介業拡大の為には、米国の様に独立したファイナンシャル・プランナーの増加が必要な条件となりそうだ。その為には、ファイナンシャル・プランナーの独立から支援し、証券取引のインフラを供給するカストディアン・サービスが必要なのだろう。



今号のテーマ：株券電子化の移行を終えて—その2

- 副題：4－証券インフラとしての拡張性について
 5－電子化による証券業務の変化について
 6－期待されるサービスとその可能性

前号でのレポート

- 1－株券そして有価証券電子化の目的と、その概要
 2－電子化移行前の懸念、移行後の変化
 3－電子化のメリット、今後の展望

◆ 電子化移行後、半年

株券電子化一斉移行が本年1月5日に実施されてから、半年が経った。今回の株券をもって、我が国の金融・資本市場で流通する有価証券の電子化が概ね完了し、その有価証券決済システムも安定的に運用されている。この決済システムが、今後証券インフラとしてどの様に拡張し

ていくのか、また金融・資本市場の市場仲介者である証券会社の業務にどのような変化をもたらすのか、そして市場の利用者である投資家や発行会社などにどのようなサービスがなされるのか、今号ではこれらを探ってみたい。

◆ 証券インフラとしての拡張性

証券決済制度改革では、ペーパーレス・STP・証券と資金同時決済のDVPの3つを目標に掲げていたが、その現状及び今後のインフラとしての拡張性は如何なのか。

証券保管振替機構では、その株券電子化後の中期経営計画(平成21～23年度)に、以下の様な目標をあげている。

証券保管振替機構の中期計画(平成21～23年度より)

項目	内容
制度・サービスの安定的な運用	各振替制度の安定的な運営を図る
利用者ニーズを踏まえた機能改善、拡充	利便性を向上させ、市場関係者のニーズを踏まえたインフラ提供の拡充を図る
STPの機能改善、拡充	決済照合システムの対象取引の拡充を図るとともに、メッセージ標準の高度化や、接続先の多様化を通じて、決済照合システムの機能向上を図る
情報管理の高度化	情報関連業務の効率化・円滑化に向けた取組みを推進する
決済制度の更なる改革に向けた取組みの推進	決済制度の更なる改革に向けた検討、新たな制度・サービスの導入、決済インフラとしての競争力強化に向けた取組み
海外決済機関との関係強化	海外証券決済機関との連携を通じ、関係強化を図る

◆ 期待される決済インフラとしての拡張性

関係者に期待されている決済インフラの拡張性は、以下の様なものがある。

【取扱金融商品の拡大】

グリーンシート市場銘柄株式、流通している未公開株式、外国株式、JDR（外国株式を円建預託証券として売買するもの）などの取扱い、店頭デリバティブ・排出量取引の決済照合など。

【決済の効率化・安全性確保】

○ 決済期間短縮=T+3から、取りあえずT+2へ、そしてT+1

以下の常態化への取組み。

○ 株・国債以外のクリアリング機能（CCP=Central Counterparty）の拡充=社債・地方債・資産担保証券・投信など。また既存のCCP間の担保管理などでの連携。

○ STP化の更なる推進の為、SWIFTとの協力やISO20022対応で、コーポレートアクションへの決済インフラとしての対応。

【クロスボーダー取引の円滑化】

各国の証券決済機関間で口座を持ちあうことで、国を越えたクロスボーダーな証券取引の決済の円滑化を図る。

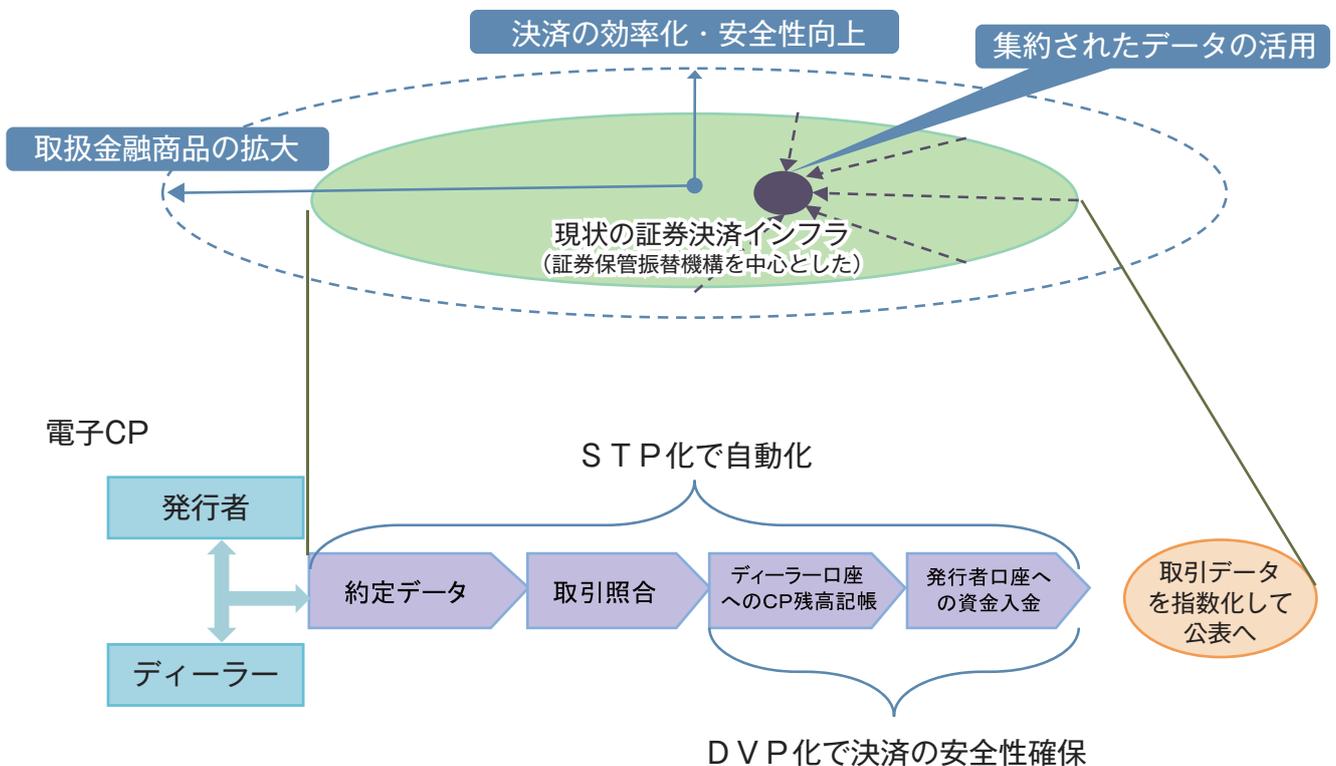
◆ 電子CPの事例

最も早い2003年3月に電子化がスタートしたCP市場は100%電子化され、かつ発行・流通・償還において資金決済と同時に証券決済が行われるDVPが完成している。また、取引参加者が決済照合システムと繋がることにより、STP化もほぼ実現されている。次に集約されたデータの活用として、証券保管振替機能は今秋を目途に、CPの取引データを業種別・

発行機関別に、加重平均レートを毎日公表することを発表している。

CPの決済インフラがここまで進んでいる理由は、商品性が標準化され、かつ発行者・ディーラーなどの取引参加者が限られていることも要因としてあげられる。

決済インフラとしての拡張性とその事例



◆ 電子化による証券業務の変化について

有価証券の決済インフラが変わることで、投資家や発行者と市場の間に立つ証券会社等の市場仲介機能は、どの様に変化するだろうか。現実には起きている変化及びその事例と、今後想定される変化について述べる。

【起きている変化とその事例】

- 顧客の作業負担の軽減及び迅速化対応=岩井証券がインターネット上の操作だけで口座開設可能な仕組みを、9月にも導入予定。翌日から取引可能に。
- 決済インフラの信頼性や使い勝手を、機関投資家向け売買にも活用=機関投資家向け取引を付け合わせるダークプールを運営するリクイドネットが、東証ToSTNeTシステムに接続。
- 電子取引及び決済の利便性の活用=大和証券がPTS（私設取引システム）を使い、9月にも個人投資家による10年物個人向け国債の売買が可能に。

【今後想定される変化】

- 受渡決済のアウトソーシングから売買執行のアウトソーシングへ=流通する有価証券は、証券保管振替機構が管理する口座内で決済・保管・担保管理される。しかし、自ら機構内の口座を管理しなくても、証券会社や金融機関の口座を取り纏めて管理する“間接口座管理業務”を行う直接口座管理機関に、証券保管振替機構への決済指示や機構からの情報取得を取り次いでもらえば、有価証券の決済・保管上の問題は無い。場合によっては、“間接口座管理業務”のシステムの活用により、自ら有価証券の決済の為のシステム投資は不要になる。受渡決済のアウト

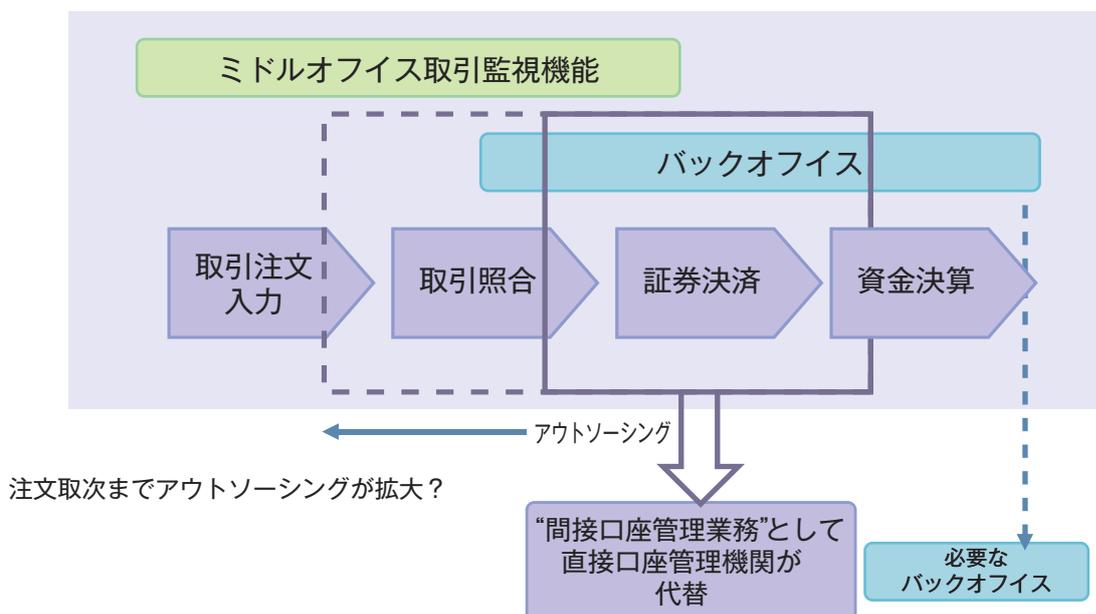
ソーシングは進んでいく。

一方電子化の進化によって、取引注文後の取引照合・証券決済・資金決済までのプロセスが、一連の連動したシステムで処理されるSTPの進展も予想される。このことは、取引執行の段階から注文取次を他社のシステムで活用したり、自らが証券仲介業となって売買注文に係る一連の業務プロセスそのものをアウトソーシングしてしまうことも可能となる。

(証券業者として、取引を監視する内部管理、経営の内部統制の為のチェック機能は必要。注文執行をシステム上でモニタリング出来れば良い。)

- バックオフィス業務の変化=有価証券を取り扱う負担から解放され、決済オペレーションも簡素化・画一化されたので、決済・保管に係る業務は大幅に減少している。それにより、この部門の人材活用が証券会社の経営課題となっている。一方、証券業務に於ける重要性が増している内部管理・内部統制部門のミドルオフィス部門は、今まではバックオフィス部門との業務の連動性が高かったが、“間接口座管理業務”のシステムを使う場合は、バックオフィスとはまったく切り離された業務として取引のモニタリングを行うことも可能になる。
- フェイル・カバー対応の為の基準整備=流通量の増大やクロスボーダー取引が増加していけば、有価証券の決済システムとしてフェイル・カバー機能の強化が必要となる。取引主体である証券会社には、画一化・標準化されたフェイル・カバー・ルールを整備することが求められる。

証券会社の取引執行プロセスとその変化



◆ 期待されるサービスとその可能性

電子化による有価証券決済インフラの整備は、最終的にはその市場の利用者たる投資家及び発行者(企業やファンド等)にメリットが還元されなければならない。

【投資家にとって期待されるサービス】

- 電子化された有価証券が持つ価値=証券保管振替機構にアクセス出来れば、ほぼリアルで自らの口座内の有価証券の把握が可能となっている。それにより今までの売買対象証券としての価値に加えて、貸借(レンディング)も売買と同等に頻繁に対応することが可能となっている。また、担保関連データの把握も容易になるので、担保機能も今までの株式取引以外、証券担保ローンやレポ取引などで、資金調達にも活用するサービスが拡大する可能性がある。
- 利払いや配当処理・権利行使など有価証券に付随する権利等の行使の促進=投資家が決済システムである証券保管振替機構の中に口座を持つ。(実際は、機構内の証券会社や金融機関の管理する投資家口座。しかし、機構が投資家口座の状況を把握したり、発行会社の指示により投資家口座に直接アクセスすることも可能となった。) その口座で配当や利払い・償還金を受領したり、権利行使することも可能となって、投資家の利便性は高まっている。
- 証券会社の営業の変化=有価証券が電子データとして瞬時に移動可能となっている為、投資家の証券会社への保護預かりも流動化しやすい。証券会社は、今までの売買中心の営業から資産管理型へ性格を変え、有価証券

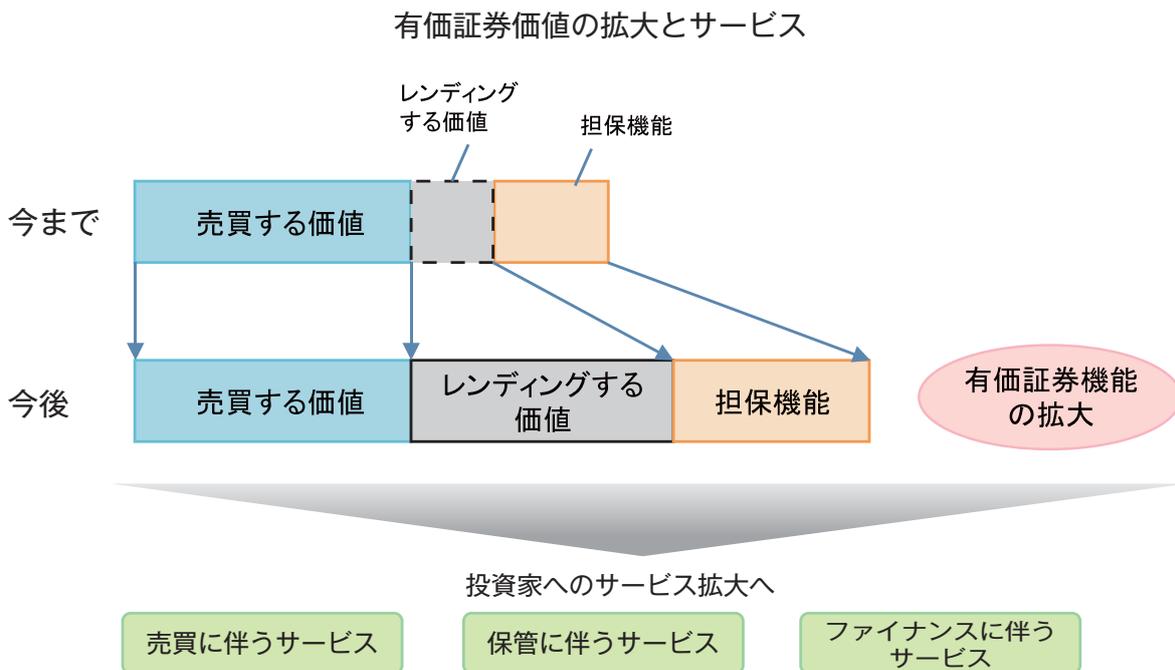
の有効活用やポートフォリオ管理などのサービスを強化していくことが予想される。

- 流通する有価証券の取引データに関する情報活用=DVPの進展により、対象となる有価証券の移動と資金移動がリアルで関連付けられ、つまり取引実態の把握が容易になる。これらの取引データの集約が進めば、対象となる有価証券取引の指数化が進み、投資指標として投資家および発行者にも活用されることが可能となる。
- カストディアン業務の高度化=今までの資産管理銀行業務は、電子化により通常の業務コストが低下する。また、レンディングやファイナンス・ポートフォリオ管理などのサービスや機能向上を目指した業務の高度化が図られることが欧米事例からも予想される。

【発行者にとって期待されるサービス】

- 株主名簿管理業務の拡充=株主名簿管理業務を行う信託銀行や代行機関の実質的な株主確定業務は、証券保管振替機構に移った。その為、企業に対する株主関連や議決権行使に関するサービスを拡充しており、個別株主の議決権行使履歴を提供したり、株主総会までの議決権行使状況を分析する情報提供を始めている。

これらのサービスは、市場仲介者としての証券会社や金融機関が、決済システムを使いこなすことによって、その実現の可能性が高まる。



◆ JBISの取り組み

株券の電子化を受け、JBISでは今後どのようなサービスがお客様のビジネス拡大に寄与できるか検討しております。

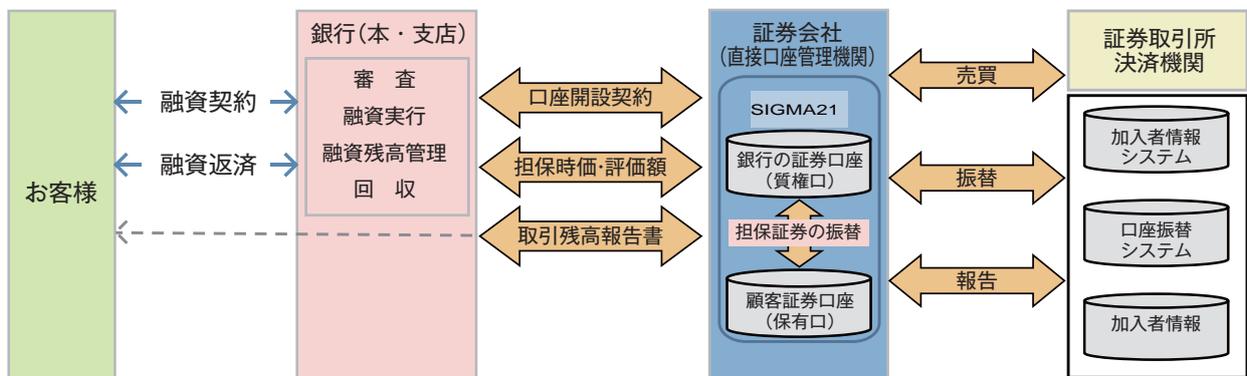
今回はその事例として、「証券担保ローン」と「レンディング」を紹介いたします。

< 証券担保ローン >

今般、拡大しつつある銀行・証券の連携にともなうビジネス展開から、証券担保ローンに関するニーズも増加していくことが想定されます。

お客様の資金効率アップが図れ、また地域に密着した金融機関とのアライアンスにより、地域に根付いた業務展開も図れると考えます。

「証券担保ローン」サービス展開イメージ

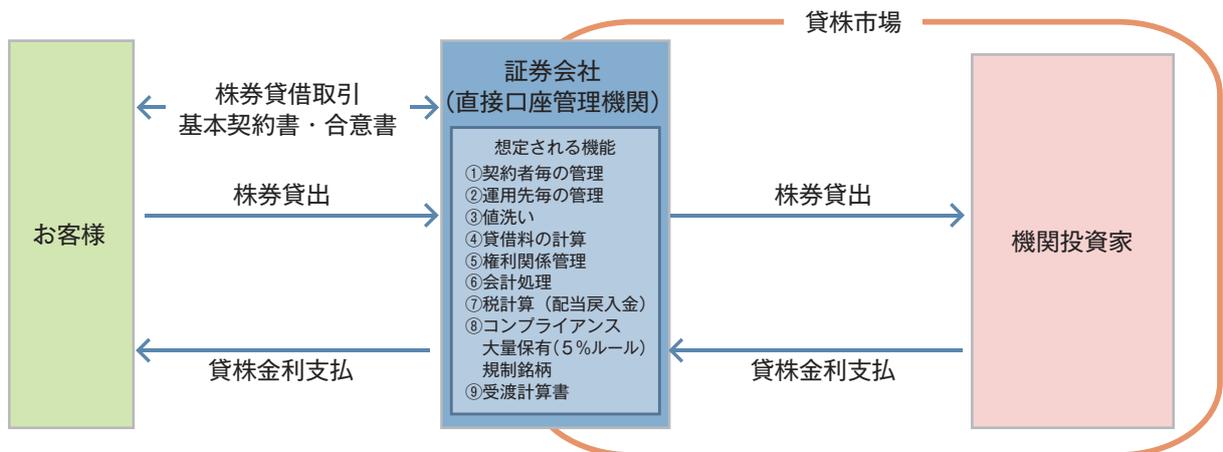


< レンディング(株券等貸借取引) >

資産管理型ビジネスの展開として、お客様の保有資産を効率的に活用して資産運用を行っていただける機会を提供することに寄与します。

投資家様からお預かりしている株券等を貸し出す(機関投資家等)ことで、ストックからフィーを生み出すことを可能とし、サービスの拡大につながります。

「個人投資家向けレンディング(株券等貸借取引)」サービス展開イメージ



JBIS 【編集・発行】

株式会社 JBIS サービス本部 URL <http://www.jbis-inc.com/>
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-8-1

【お問い合わせ・ご要望】

Mail: info-service@jbis-inc.com
TEL: 03-3668-6173 FAX: 03-3668-6221